

公益社団法人日本地震工学会 優秀発表賞細則

2013年3月29日制定

2015年11月10日改定

2016年4月19日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条(7)項に規定する業績の表彰に基づき、本会大会において優れた発表を行った若手研究者を表彰するための「日本地震工学会優秀発表賞」に関して定める。

(受賞対象)

第2条 本賞の対象は、以下のすべての条件を満足する者とする。

- 2 大会に著者として論文投稿し、大会において発表した個人
- 3 大会開催年度の3月31日時点において、満35歳以下の個人

(受賞者数)

第3条 受賞者は、全対象者の1～2割程度とする。

(委員会構成及び選考)

第4条 大会における優秀発表賞選考委員会は大会実行委員会から構成する。

- 2 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条3項による。

(表彰)

第5条 受賞者には賞状を贈る。受賞者氏名、所属、論文の題目を日本地震工学会のホームページと日本地震工学会誌で公表する。

(取り消し)

第6条 理事会は、受賞対象の研究に不正が認められたときは、遡って受賞を取り消すことができる。

(細則の変更)

第7条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2016年4月19日から施行する。